

法律をもっと身近に

HOUTERASU

ほうてらす

VOL.
50
2020.12

コロナ禍の
くらしと法律

特集
P215

P6-7 インタビュー 佐藤 隆太さん

P8-9 困ったときの法テラス

P10 スタ弁がゆく

P11 法テラス NEWS

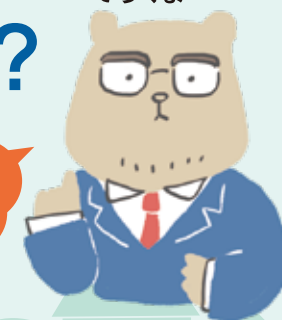
P12 相談の手順



まずは/ 法テラスに相談してみませんか? 相談の手順

法テラス案内ペアー
てらくまくん

ぼくが
解説するよ



1 電話する



- 法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報をご案内します。
- どなたでも、何度でも匿名でご利用できます。

2 弁護士・司法書士に 相談する



- 経済的に余裕のない方には、無料で3回まで法律相談のできる制度があります。
- 「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは、収入や預貯金などで決まります。お問合せください。

3 弁護士・司法書士に 依頼する



経済的に余裕のない方には、
弁護士や司法書士の費用を
立て替える制度があります。

4 解決に向かう



困ったら、法テラスへ!
まずは、お電話ください。

もっと詳しく知りたい方はコチラもチェック!



ツイッター・メルマガにご登録を!

法テラスは、ツイッターとメルマガで「法テラスのサービス」「イベント情報」「法律の豆知識」などの情報を配信しています。

法テラス(広報)
Twitter
公式アカウント
@houterasu_4_10



メールマガジン
「ほうてらすPlus」(月刊)
登録はこちら▶



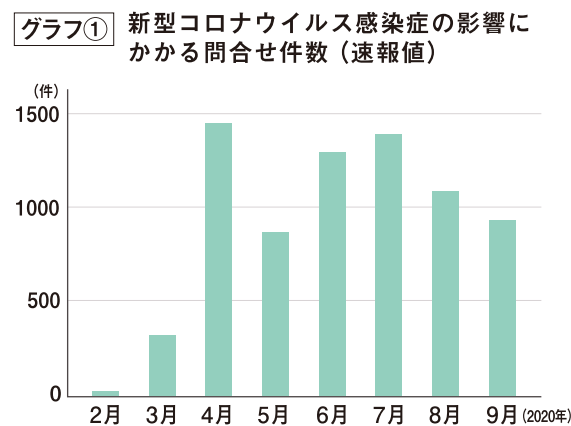
困ったら法テラス。まずはお電話を。

平日:午前9時~午後9時/土曜日:午前9時~午後5時(祝日・年末年始を除く)

法テラス・サポートダイヤル
0570-078374
IP電話からは 03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル
0570-079714
IP電話からは 03-6745-5601

発行:日本司法支援センター(法テラス本部)/発行責任者:事務局長 道あゆみ
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階 電話:0503383-5333(代表)

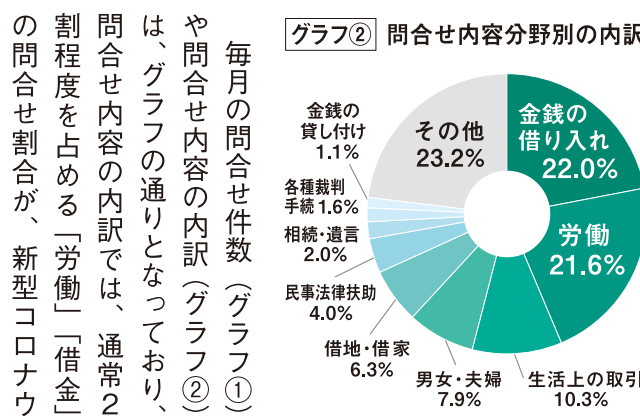


法テラスでは、ホームページによくあるお問合せとその答えを掲載したり、電話などによる法律専門家との法律相談を実施するなど、新型コロナウイルス感染症についてさまざまな支援を行っています（くわしくはP819参照）。

特に、どなたでもご利用いただける法テラスのコールセンター（※法テラス・サポートダイヤル）には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々から多くのお問合せをいただいています。

（※法テラス・サポートダイヤルでは、様々な問題について、解決に役立つ法制度や各種手続き、相談窓口などの情報提供を行っています）

実際に「コロナ禍で収入が減り、借金の返済ができない」「新型コロナウイルス感染症の影響により会社の業績が悪化したという理由で、解雇された」など、その時々々の社会情勢を色濃く反映したお問合せをいただいています。



法テラスへのお問合せ状況



コロナ禍の暮らしと法律



新型コロナウイルス感染症は、日本だけでなく世界中の生活スタイルに大きな影響を与えました。

毎日の暮らし、働き方、学校生活など、「当たり前」の日常が大きく変化することは不安も多く、様々なトラブルも起きています。

そこで今回は、みなさんの「もしも」のお役に立てるよう、これまでに法テラスに寄せられているお問合せや具体例（Q&A）を紹介いたします。

コロナ禍による法律相談 Q&A

コロナ禍では、感染者や医療従事者、宅配従事者、その家族の方々などに対する心無い差別が相次いでいます。特にSNSについては、以前より悪質な書き込みが深刻化しています。

プライバシーの侵害などの権利侵害がある書き込みがなされた場合、このような被害への対応策としてまず考えられるのは、インターネット上の書き込みに対する「削除の依頼」です。SNSや掲示板などには必ず管理者（管理会社）があり、管理者に請求することで書き込みを削除できることがあります。サイトに「削除・お問合せフォーム」などがある場合には、ここから削除依頼を行うことが考えられます。ただし、サイトの中には削除依頼があったことや、その内容を公開するところもあるもので、注意が必要です。

また、「削除仮処分」などの裁判所での手続きにより、管理者に投稿の削除を求めるという方法もあります。

あわせて、悪質な書き込みに

Case1 SNS被害

SNSで「コロナに感染している」として、私や家族だとわかる写真や私の住所を投稿され、しかも拡散されているようで困っています。

よって名誉棄損やプライバシー侵害などの損害が生じたとして、書き込みをした人に対する慰謝料などの損害賠償請求をすることや、書き込みをした人を告訴することが考えられます。

そのためには、サイトへ書き込みをした人のIPアドレスやタイムスタンプ等の情報（アクセスログ）の開示請求をした後で、（接続）プロバイダへの契約者情報開示請求を行い、まずは情報発信者を特定する必要があります。これも削除請求と同様に、裁判手続きにより求めていくこともできます。

なお、アクセスログは短時間で消去されてしまう可能性があるので、アクセスログの開示請求等についてはなるべく早めに対応する必要があります。法務局では、こうした削除依頼の方法や誹謗中傷や差別などの人権侵害について相談などに乗っていますので、最寄りの法務局などにご相談されることをおすすめします。



Case2 労働

「新型コロナウイルス感染症の影響により会社の業績が悪化した」という理由で、解雇（雇止め）されました。



厚生労働省の発表によると、新型コロナウイルス感染症による解雇や雇止めになった人数は、9月初め時点で5万人を超えています。業種別では製造業・飲食業・宿泊業が多く、地域別では、東京都・大阪府・愛知県が多くなっています。

雇用者側も厳しい状況ではありますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする、「無条件」の解雇や雇止めは認められません。

解雇については、法律で個別に解雇が禁止されている期間や事由（労働基準法第19条など）以外の場合も、労働契約法の規定や裁判例における以下のようなルール



に従って適切に行われる必要があり、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合も例外ではありません。

経営上の理由から余剰人員削減のためになされる解雇（一般的に整理解雇と呼ばれる）が有効と認められるかどうかは

- ① 人員削減の必要性があるかどうか
- ② 解雇回避の努力義務（残業の削減・配置換え・希望退職の募集など）を尽くしたか
- ③ 解雇対象者の選定基準が合理的かどうか
- ④ 解雇手続が妥当（説明、協議などをきちんとしている）であるかの4つの事項を考慮して判断されることになります。

雇用期間の定めのある労働者（有期労働契約者）についても、解雇については、右記の4つの事項が考慮されます。それだけでなく、有期労働契約については、労働契約法で「使用者は、期間の定めのある労働契約（有期労働契約）について、やむを得な

い事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない」と定められており、雇用期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の場合に比べて、解雇はより厳格になっています。

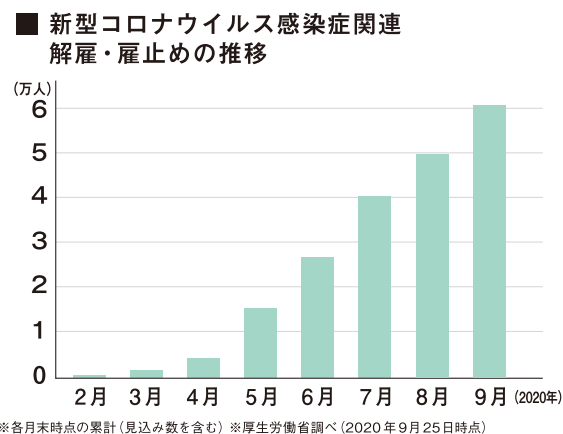
また、雇止め（有期労働契約の更新を使用者が拒むこと）についても、無条件に認められるものではありません。例えば、それまで期限付きの労働契約を繰り返し更新されてきた人が、今回更新を認められなかったとします。その際、社会一般の常識で考えて「期限なしで労働契約をしている人に対する解雇」と同じ意味だと判断できる場合などは、労働者からの更新の申込みを使用者が拒絶することは、厳しく制限されています。

このように、解雇については様々なルールが定められていますので、総合労働相談コーナーや弁護士などの専門家に相談することをおすすめします。

コロナ禍で増え続ける解雇や雇止め

厚生労働省では今年の2月から各地の労働局での聞き取りや、ハローワークに寄せられた相談・報告などに基づいて解雇や雇止めの人数を集計しています。

新型コロナウイルス感染症が影響した解雇や雇止めは5月以降に急増しており、その後も増加を続け、9月25日時点で6万923人だったと発表されています。



Case3 借入れ・ローン

以前から借金の返済に苦労していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、いよいよ返済が困難になりました。



新型コロナウイルス感染症の影響により、給与や売り上げの減少だけでなく、企業の倒産（帝国データバンク発表の「新型コロナウイルス関連倒産」によると、2020年9月30日現在で576件）も相次いでいます。

借金（債務）の返済が困難な状況になる事由は様々ですが、返済のめどが立たないというときには、「債務整理」を行う必要があると考えられます。

債務整理とは、借金の減額、免除又は支払の猶予を目的として、利息制限法や、手続についての法律（破産法など）を使って債務の整理をすることで、債

務者の経済生活を立て直していく手続のことです。

債務整理には、主に、

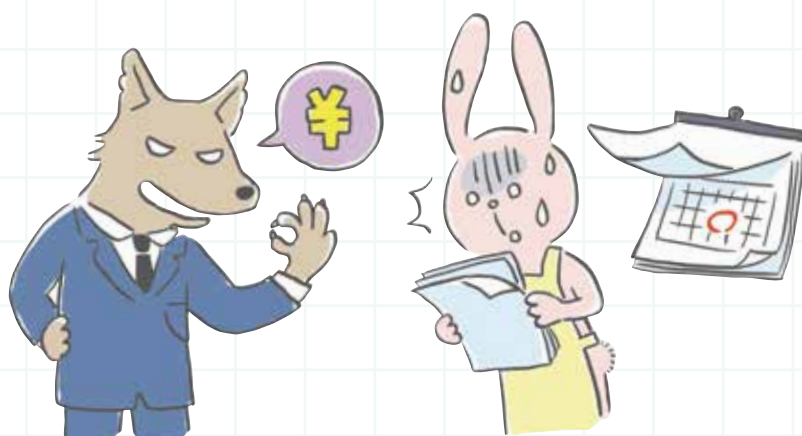
- ① 任意整理
 - ② 自己破産
 - ③ 個人再生手続
 - ④ 特定調停
- の4つの方法があります。

いずれの方法についてもそれぞれにメリットとデメリットがあるため、各手続の比較、不安な点などについて、弁護士や司法書士などの専門家に相談しながら進めるのがよいでしょう。

また、新型コロナウイルス感染症による混乱に乗じて、貸金業登録をしていない高利の貸金業者から「前借りだから貸金ではない」と言われ「給与ファクタリング」などに勧誘されて借

入れた事実がその後トラブルとなり、裁判となっている事例もあります。金融庁からも注意喚起がされていますので、くれぐれもご注意ください。

こういった業者から借入れを行うと、あっという間に利息の



解説

債務整理 4つの手続き

1 任意整理

裁判所を利用しない債権者との任意での交渉。債務額全体や月々の返済額を減らすことを目的とする手続きです。

2 自己破産

裁判所に申し立てる手続き。「保有資産や今後得られる収入」と「債務」を総合的に判断し、すべての債務を完済することが不可能と判断された場合、破産手続が開始されます。その後、裁判所から「免責許可決定」がおりれば、債務の返済をする必要はなくなります。

3 個人再生手続

裁判所に申し立てる手続き。裁判所に債務返済の計画を提出し、認められた場合、減額された債務をおおむね3年かけて支払うことで、残りの債務の支払義務がなくなる制度です。

4 特定調停

裁判所で、調停委員を介して債権者と債務者が返済方法の話し合いをする手続き。返済内容に合意し調停にすると、裁判上の和解と同一の効力になります。以後は調書の通り返済すればよく、それ以上の取立てを受けることはありません。



コロナ禍であらためて 同じ場所にいることで起こる熱量や 人のぬくもりの大切さに気づきました。

Profile/Ryuta Sato

1980年2月27日生まれ。東京都出身。
99年に宮本亜門演出のミュージカル『BOYS TIME』で舞台デビュー。テレビドラマで次々と話題作、注目作に出演し、連続ドラマ初主演作『ROOKIES』(TBS)で一気にブレイク。また、映画や舞台などでも活躍を続けている。近年の主な出演作品は、『今日も嫌がらせ弁当』、舞台『エブリ・プリリアント・シング〜ありとあらゆるステキなこと〜』、『スカーレット』(NHK)などがある。2021年1月には舞台『いまを生きる』再演を控えている。

明るく気さくな人柄と存在感のある演技でドラマ・映画・舞台、そしてバラエティと幅広く活躍中の佐藤隆太さん。コロナ禍で大きく変わった日常の中で、家族・仕事・自分について、感じたことや考えたことについて伺いました。

新型コロナウイルスでどんな生活の変化がありましたか？

外出を控える日々が続いたので家族と過ごす時間が多くなりました。

経験したことのない状況で、特に子どもたちは学校にも外にも行けないストレスがあったので、家の中で楽しめる遊びとか、一緒に料理を作ってみようとか、アイデアを出しているいろいろやっていました。そうした限られた中で何ができるかを試行錯誤するという意味では有意義な時間になりましたし、家族と過ごせる貴重な時間にもなりました。

仕事でいちばん影響があったことは何ですか？

やっぱり緊急事態宣言に伴い仕事が出来なくなりましたことですね。そして、その直前まで撮影していた一旦中断となった作品が自粛期間明け再開した時に、果たして中断前と同じテンションでカメラの前に立てるかなという不安がありました。こんなに芝居をしない期間が続いたこともないですし、一つの作品で長期の間隔が空くという経験をしたこともなかったのです。

とにかく芝居感を早い段階で取り戻したいと思い、中断前までに撮影したシーンの映像を頂いたりして再開に向けて準備をしました。

仕事への考え方は変わりましたか？

考え方というか、自分のことについて見つめ直す時間ができたので、今の仕事を続けることについて改めて考えたりしました。

東日本大震災の時も考えましたけど、今は子どもが3人になって、この家族をずっと守っていく中で、僕が今いる位置とかやってることは間違っていないのかなって。

ないのになって。この先どうなってしまうんだろうという中で、役者をやっていくことが自分個人だけじゃなく家族に対してもベストの選択なのかなっていうことを考えましたね。

結局は、ずっと役者をやってきて今の自分にはこれしかできないなというのがあったので、この仕事を全うするべきなんだなというところに立ち返りました。

コロナ禍で「リモート」の機会が増えて感じたことはありますか？

可能性は広がりますよね。でも僕個人としては、ライブが好きなんです。テレビでも、収録とはいえないライブ感が面白いと思っていて、リモートを一回挟むことでテンポ感が失われるところはありますよね。いろんな人にすぐ番組に参加して盛り上げてもらえるのはとても良い点ですけど、やっぱり「同じ場所にいる力」って強いよねっていう。その場でしか感じ得ない熱量を僕はつい求めがちなもので、早く以前のような仕事ができるようになってほしいなと思いますね。

リモート飲み会も何回かやりましたけど、今まで頻繁に集まらなかったメンバーが簡単に集まれるのは便利ですごく良かったです。でもやってるうちに「やっぱり会いたいな」って。便利だなんて思いつつ、同時に人のぬくもりの大切さを感じられる

というか。それに気づけるのはいいですよ。どっちもいいバランスで使っていくことが今後必要なものかなって思います。

コロナ禍の中、気持ちを向上きにする秘訣はありますか？

秘訣のようなものは全くないです。仕事も子育ても家事も、ただひたすら目の前にあることをやるしかないと思っただけですね。

僕自身が何でもどんと来いっていうタイプでは全くないんです。だからそういう方に憧れるんです。でも、大変だったり面倒だと思うことを、ちょっと角度を変えてアプローチするっていうのは心がけています。すごく簡単なことと言うと、子どもが片付けとか面倒くさがることをゲームっぽくやるとか、そういう日常にアイデアを落とし込んで楽しめる人間になりたいなとは思っています。

法テラスについてご存知でしたか？

存じ上げなかったです。今まで大きなトラブルに遭ったことがないというのがありますが、いざそうなった時にどう対処したらいいかっていうのはやっぱり分からないと思うので、知った今はちよつとした安心感があります。まずはスツと話を聞いてもらえる場所というか、相談できる所の入り口を教えてもらったので、今はお守りを頂けたような安心感がありますね。



コロナ禍のお悩みも、日常の困りごとも 法的トラブルで困ったときは、

日本司法支援センター 法テラスへ。

「法テラス」とは

法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

弁護士・司法書士との「法律相談」

法律の専門家に相談したい。でも、どうやって探せばよいかわからない。そんな時は、法テラスの無料法律相談をご利用ください。※ご利用には、一定の要件があります。

◆電話などでの法律相談が可能に。

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来実施していた面談での法律相談が困難であることを踏まえ、2020年5月、法テラスの制度を改正し、新型コロナウイルス感染症のような非常時には、電話などによるリモートでの法律相談も行えるようになりました。

なお、実施期間には定めがあります。実施状況については、各地の法テラスにお問合せください。

必要に応じて、費用の立替えも行っています。

法律相談の結果、弁護士・司法書士に依頼したいという場合、法テラスではその弁護士・司法書士費用の立替えも行っています。



面談時の新型コロナウイルス感染症への対応について

面談での各種対応は困難な状況もございますが、法テラスでは各地の状況に応じて、みなさまに少しでも安心してご利用いただけるよう、感染予防のための様々な取組を行っています。

各地の法テラスの取組状況や各種対応方法については、法テラスのホームページやお電話でご確認ください。



解決に役立つ「情報提供」

様々な問題について、解決に役立つ法制度や各種手続き、相談窓口などの情報提供を無料で行っています。※どなたでも、ご利用いただけます。

⇒法テラスホームページでの検索

法テラスホームページのトップページに「どんなお悩みですか?」として、様々な困りごと別にQ&Aを掲載しています。



法テラス
ホームページは
こちらから

借金・貸付 債務整理・貸付金回収など	消費者被害 架空請求・ネット取引など	相続・遺言 相続人・遺産分割など	夫婦・男女 離婚・不倫など	労働 パワハラ・解雇など
住環境 賃貸契約、敷金など	保険・年金 社会保障 介護保険、国民年金など	交通事故 損害賠償 自賠責、示談など	法的手続 内容証明、調停申立など	成年後見 成年後見制度、手続など

⇒電話でのお問合せ ※通話料はかかります。



法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374

平日 9時～21時 /
土曜 9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

IP電話からは
03-6745-5600

⇒メールでのお問合せ 法テラスのホームページからお問合せいただけます。

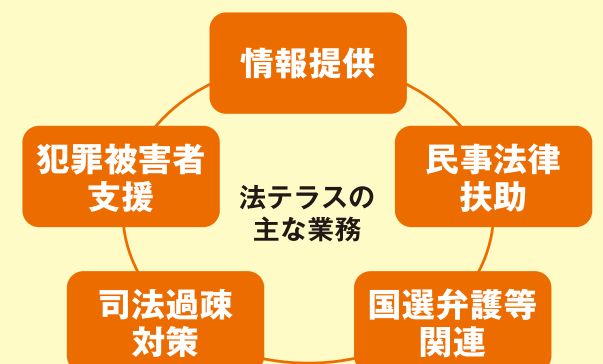


Webフォームからお問合せを受け付け、メールで法制度や相談窓口の情報などを返信します。
24時間365日受け付けています。(土日・祝日・年末年始は回答が遅くなります。)

⇒窓口でのお問合せ 全国の法テラスの窓口で、面談でのご対応もできます。

法テラスって、 何をしているの？

「法テラスの主な業務」



① 情報提供

生活上の法的なトラブルに対し、解決に役立つ情報を電話やメールで無料でご案内しています。どなたでも、何回でもご利用いただけます。

② 民事法律扶助

経済的余裕のない方に「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用の立替え」をしています。
認知機能が十分でない方に、出張で「法律相談」をしています。
政令で指定する大規模災害の被災者に「無料法律相談」をしています。

③ 国選弁護等関連

国選弁護人等になろうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の契約締結業務をしています。
刑事事件等で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人等候補者の指名・通知業務をしています。
国選弁護人等へ報酬・費用の算定・支払業務をしています。

④ 司法過疎対策

弁護士が少ない地域（司法過疎地域）に法律事務所をつくっています。スタッフ弁護士（法テラスの常勤弁護士、スタ弁）が常駐し、法律相談、民事裁判などの代理、刑事弁護などの法的サービスを提供しています。

⑤ 犯罪被害者支援

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方に、相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介をしています。
DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に法律相談をしています。
被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務もしています。

兵庫県に新しい法テラスの法律事務所が誕生

令和2年10月、兵庫県神戸市の神戸クリスタルタワー12階に「法テラス 兵庫法律事務所」が誕生しました。約5年ぶりの法テラスの法律事務所新設で、通算86箇所目の法律事務所です。

兵庫県内の法テラス利用者の皆様、そして地域の司法アクセス向上のために、関係機関、法テラス兵庫及び法テラス阪神法律事務所と連携しながら活動していきます。



令和2年7月豪雨で被災された方へ

法テラスでは、被災された方を対象に、以下の支援を行っています。

無料法律相談

お近くの法テラスなどで弁護士や司法書士による法律相談を行っています。令和2年7月豪雨で災害救助法が適用された市町村に、住所・居所・営業所などがあった方が対象です。

情報提供

災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等をご案内します。どなたでもご利用になれます。

専用フリーダイヤル
0120-078309 (通話料・利用料無料)
おなやみ レスキュー
へお問合せください。



令和2年7月豪雨特設ページ



www.houterasu.or.jp 法テラス

2006年4月、法テラス(日本司法支援センター)は設立されました。

それまでの日本では、全国の相談窓口がひとつになっていませんでした。そのため、必要な情報にたどり着けない人がいました。弁護士のいない地域もありました。

お金がなくて弁護士を頼めないという人もいました。

そこで、公平な裁判を受ける権利を保障する日本国憲法の理念をより一層実現するため、最高裁判所や法務省、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会などの官民が力を合わせ、いつでもどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる社会にしようと「総合法律支援法」が成立しました。

そうしてできたのが「法テラス」です。

スタ弁日記

スタ弁がゆく



東京都
法テラス
多摩法律事務所

東京都西部の立川市にある事務所です。弁護士6名、スタッフ5名が、日々奮闘しています。



法律相談にも多様性を

「コロナ禍で変えるべきもの、
変えてはいけけないもの」

弁護士がいるのに相談できない

多くの弁護士がいる東京でも、法的問題を抱えながらも弁護士に相談できない方がいます。例えば、ご病気やご高齢のために弁護士事務所へ相談に行くことが難しい方、障害等のため法的問題に気付くことが難しい方などです。

私たち法テラス多摩法律事務所は、1人でも多くの方が弁護士に相談できるよう、ご自宅や入院先の病院に出張したり、支援者の方同席の相談を行うなどの取組をしてきました。

新型コロナウイルスの影響

しかし、新型コロナウイルスの影響で、ますます相談が難しい状況になりました。

緊急事態宣言発令後、東京では一時、法テラスや弁護士会の相談窓口が閉鎖されたため相談予約ができず、また、自宅での相談への不安や病院の面会制限等の理由から、出張相談等の実施も難しくなりました。

この状況を打破すべく、私たちの事務所では、弁護士1名が事務所に常駐し、支援者の方からのホットラインへの対応や、電話での情報提供を継続しました。

また、法テラスの電話等による無料法律相談や、有志の弁護士による無料LINE相談など新しい取組も始まり、私たちも企画・運営や相談担当として参加しました。

※全国トータルシスター弁護士ネットワーク
「障害のある方のためのLINE無料法律相談」

弁護士への相談を阻んでいたもの

すると、相談者の方から「障害の影響で対面・口頭でのコミュニケーションが苦手だったが、電話だと安心した」や「LINEだと手話通訳や介助者の手助けがなく、自分ひとりで相談できてよかった」などの感想をいただき、「面談」での相談が弁護士への相談を阻む一つの要因になっていたことに気が付きました。

それでも「面談」が必要な方

他方で「障害等の影響で、相談したいことを文章や言葉にしたり、意図を文章から読み取ることが難しい」「収入がなく事務所に行くお金もないが、通信料も払えないため、電話やWEBでの相談も難しい」といった声も寄せられ、仕草や表情等、コミュニケーションにおける言葉以外の重要性や、通信手段を利用できないほど困窮している方ほどより厳しい状況にあることにも気が付きました。

そこで、現在は、このような方を対象に、月1回程度、市役所等を臨時相談場所にした巡回相談を実施しています。

それぞれに適した相談方法

今後、法律相談のあり方も大きく変えていく必要があります。しかし、それと同時に、その変化によってより相談が難しくなる方がいなくなることも目を配る必要があります。

それぞれの得意・不得意や置かれた状況に適した相談方法を相談者の方が選択できれば、より多くの方が弁護士に相談できるようになるはず。このような現場の声を制度に反映させていくことも、私たちスタッフ弁護士にできることです。

スタ弁とは？

全国各地にある法テラスの法律事務所
働く「スタッフ弁護士」のことです。

スタッフ弁護士のこと、もっと知りたい方はこちら

採用情報以外もたくさん「スタッフ弁護士採用サイト」

